

福井県報

号外第11号
平成21年
3月2日(月)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

選挙管理委員会告示

- 条例の制定または改廃の請求および
監査の請求のための連署に必要な選
挙権を有する者の数(一六)……………一
- 議会の解散の請求、知事の解職の請
求、副知事、選挙管理委員、監査委
員または公安委員会の委員の解職の
請求および教育委員会の委員の解職
の請求のための連署に必要な選挙権
を有する者の数(一七)……………一
- 議会の議員の所属する選挙区におけ
る解職の請求のための連署に必要な
選挙権を有する者の数(一八)……………一

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項(同法第75条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、同法第74条第1項の規定による条例の制定もしくは改廃の請求または同法第75条第1項の規定による監査の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

平成21年3月2日

福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆
13, 127

福井県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第76条第4項、第81条第2項もしくは第86条第4項において準用する法第74条第5項または地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する法第86条第4項において準用する法第74条第5項の規定により、法第76条第1項の規定による議会の解散の請求、法第81条第1項の規定による知事の解職の請求もしくは法第86条第1項の規定による副知事、選挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会の

委員の解職の請求または地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

平成21年3月2日

福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆
176, 059

福井県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により、同法第80条第1項の規定による議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

平成21年3月2日

福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆

選挙区の名称	連署に必要な選挙権を有する者の数
福井市足羽郡	68,535
敦賀市	18,171
武生市	18,726
小浜市速数郡	11,404
大野市	10,375
勝山市	7,332
鯖江市	17,894
あわら市	8,450
坂井市	24,743
吉田郡	5,335
今立郡	4,553
南条郡	3,314
丹生郡	9,897
三方郡	5,412
大飯郡	4,646

平成二十一年三月二日印
平成二十一年三月二日發

刷行

發行人
印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一號
福井県坂井市春江町中庄六一一三二

福井県
(株)エクシート

☎ 〇五五六七八番